

令和8年度広島県マイクロプラスチック実態調査業務仕様書

1 概要

県内の公共用水域（海域）の3地点において、マイクロプラスチックの量及び組成を調査することにより、県内公共用水域（海域）のマイクロプラスチックの実態を把握する。

2 業務内容

（1）調査方法等

対象水域：広島湾西部、安芸津・安浦地先及び備讃瀬戸の3海域

調査箇所：別紙「採水地点」のとおり

調査回数：年1回（11月）

調査方法：「漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調和ガイドライン」（環境省）に基づいて実施する。

（2）調査結果の取りまとめ

調査のデータを取りまとめ、マイクロプラスチックの量及び組成について報告する。

また、マイクロプラスチックの量及び組成を比較検討し、マイクロプラスチックの地域的及び組成的な傾向について分析し、報告書にまとめる。

3 成果品等

区分	納入期限	仕様	部数
結果報告書	令和9年1月29日（金）	2（2）のとおり	1

- ・Word等の編集可能な形式及びpdf形式で、CD-R又はDVD-Rに保存したものを添付する。
- ・報告書には、測定データ及びマイクロプラスチック撮影画像等の根拠資料を付すこと。

4 業務スケジュール

内容	実施時期			
	10月	11月	12月	1月
打合せ	○			
海域での採水		○		
報告書の提出				○

5 その他

- 海域での採水作業にあたっては、港則法及び海上交通安全法に基づき許可申請又は届出を行う等、関係法令を遵守して業務を遂行すること。
- 採水作業には、県職員3名が調査船に同乗し、県の別調査に必要な採水を併せて実施するため、採水日程等は事前に県と協議すること。